

健保だより

(題字は初代清水理事長揮毫)

令和2年度の決算がまとまりました

全国商品取引業健康保険組合

<http://www.shoutori-kenpo.or.jp>

新型コロナウイルス感染症流行などの影響により 保険給付費等支出が減少し経常黒字に

去る7月16日に開催された第85回組合会において、令和2年度の収支決算および事業報告が可決・承認されましたので、そのあらましをお知らせします。

健康保険組合を取り巻く情勢

健康保険組合連合会（健保連）が発表した「令和3年度健保組合予算早期集計結果の概要」によると、健保組合全体の約8割にあたる1,080組合が赤字予算を編成し、健保組合全体での経常収支差引額は5,098億円の赤字となっています。令和2年度予算に比べ赤字額は2,792億円も増加しています。

背景には、新型コロナウイルス感染拡大により特定の業種で標準報酬月額、標準賞与額の減少が著しいことや、高齢者医療への拠出金の増加、なかでも前期高齢者納付金が増加となっていることがあげられています。

このように健保組合を取り巻く状況は大変厳しく、2022年危機を目前に、このたび健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、負担と給付の見直しが進められることとなりました（8～9ページをご参照ください）。

当健保組合の令和2年度決算は、新型コロナウイルス感染症流行などの影響により保険給付費等支出が減少し、平成24年以来、8年ぶりに経常黒字となりました。（加入者一人当たり医療給付費の推移等5ページをご参照ください。）

今後、保険給付費については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響前には一人当たり医療給付費の伸びが高く推移していたことや、最近の高額薬剤の保険収載、また令和4年度（2022年度）以降は団塊世代の後期高齢者入りと現役世代の減少に伴い拠出金負担が年々大幅に増加することが考えられ、健保財政は引き続き楽観を許さない情勢となっています。引き続き健全な財政のもと、皆様の健康を守るための事業

を実施してまいります。皆様には感染予防等、健康維持に努めていただけますようお願いいたします。

一般勘定

令和2年度決算は、収入総額8億5,536万円、支出総額6億9,154万8千円となり、収支差引額は1億6,381万2千円の黒字となり、実質的な収支である経常収支も5,966万2千円の黒字となりました。

令和2年度予算では、8,355万円の経常収支赤字を見込んでおりましたが、コロナによる受診控え等により黒字の決算となりました。

収入面では、「保険料」の算出の基礎となる被保険者数は1,262人で、前年度より126人減少しました。

また、平均標準報酬月額、46万6,808円（前年度比2万3,343円増加）、総標準賞与額9億3,121万5千円（前年度比1億3,885万円増加）でした。保険料収入は7億3,736万7千円と、予算に比べ4,936万6千円増加し、前年度より393万9千円増加しました。一人当たりでは、5万5,878円増加となっています。

支出面では、皆様の医療費と給付の支払いにあてられる「保険給付」は新型コロナウイルスの流行による受診控えや被保険者数の減少により、2億7,988万2千円と、前年度より7,430万8千円の減少となりました。

また、高齢者の医療費にあてられる「納付金」は、2億9,171万5千円と、前年度より2,861万7千円減少し、5,966万2千円の経常黒字となりました。

納付金の内訳で見ると、後期高齢者支援金は1億5,294万8千円と、前年度より4,845万6千円減少し

ました。後期高齢者支援金が減少した要因は、高齢者医療費の伸びにより後期高齢者支援金が増加する要因があったものの、被保険者数の減少により前々年度の後期高齢者支援金を清算した際の精算額（戻り額）があったことによります。また、前期高齢者納付金は1億3,876万円と、前年度より1,985万2千円増加しました。保険料収入に対する高齢者医療制度への拠出金割合は、39・6%を占め、依然として組合財政を圧迫している状況は続いています。

また、皆様の健康づくりや健康保持増進のため、特定健診や人間ドック、健康ポイントプログラムなどの各種保健事業には3,135万7千円をあてました。

介護勘定

令和2年度の介護勘定について、介護第2号被保険者数は719人で、前年度より27人減少しました。また、平均標準報酬月額、55万2,610円（前年度比2万4,655円増加）、総標準賞与額は6億4,668万4千円（前年度より1億684万4千円増加）でした。

介護保険料は9,436万7千円と、前年度より2,059万9千円増加しました。増加の要因は、報酬や賞与の増加に加え、保険料率の引き上げによるものです。介護納付金は、8,018万円と、前年度より1,334万4千円減少しました。介護納付金は全面総報酬割の移行や介護給付費の急速な増加により介護納付金が増加する要因があったものの、介護第2号被保険者数の減少などの影響により、前々年度の介護納付金を清算した際の精算額（戻り額）があったことによります。

結果、収支差引残金は、1,024万1千円となりました。

◆ 令和2年度 収入支出決算概要表 ◆

介護勘定

収入

科目	決算額(千円)
介護保険収入	94,367
国庫補助金収入	278
雑収入	1
合 計	94,646

支出

科目	決算額(千円)
介護納付金	80,180
介護保険料還付金	25
積立金	4,200
合 計	84,405

収支差引	10,241 千円
------	-----------

一般勘定

収入

科目	決算額(千円)
保険料	737,367
国庫負担金収入	267
調整保険料収入	10,478
繰入金	100,000
国庫補助金収入	125
財政調整事業交付金	3,124
雑収入	3,999
合 計	855,360

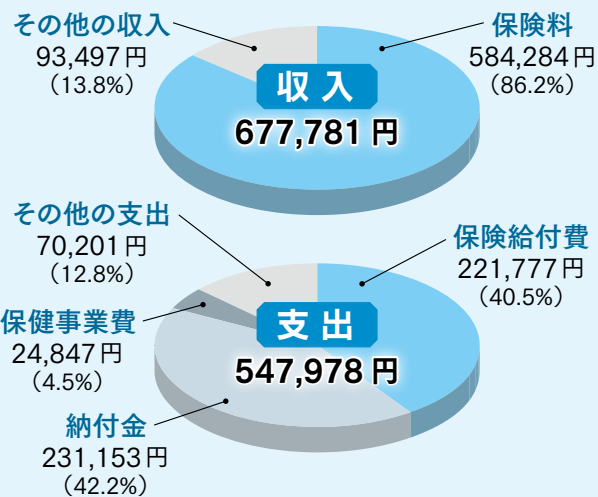
支出

科目	決算額(千円)
事務費	71,370
保険給付費	279,882
〔法定給付費〕	〔279,741〕
〔付加給付費〕	〔141〕
納付金	291,715
〔前期高齢者納付金〕	〔138,760〕
〔後期高齢者支援金〕	〔152,948〕
〔病床転換支援金〕	〔1〕
〔退職者給付拠出金〕	〔6〕
保健事業費	31,357
財政調整事業拠出金	10,343
連合会費	1,146
積立金	5,596
その他等	139
合 計	691,548

収支差引	163,812 千円
------	------------

経常収入合計	740,865 千円
経常支出合計	681,203 千円
経常収支差引	59,662 千円

被保険者1人当たりでみた決算(一般勘定)



令和2年度に実施した保健事業

● 保健事業推進のために

- ❑ 機関紙「健保だより」を全被保険者に配付
- ❑ 出産された方に「育児情報誌」を配付
- ❑ 医療費明細の通知(2,164件)
- ❑ 保健事業推進委員会を開催
- ❑ ジェネリック医薬品促進通知(64件)
- ❑ 健保連が行う共同事業に参加

● 疾病予防のために(実施項目)

- ❑ 特定健診(790名受診)
- ❑ 特定保健指導(0名実施)
- ❑ 婦人・生活習慣病予防健診(400名受診)
- ❑ 人間ドック(515名受診)
- ❑ 大腸がん郵送検診(24名受診)
- ❑ 前立腺がん郵送検診(67名受診)
- ❑ 子宮がん郵送検診(12名受診)
- ❑ インフルエンザ予防接種(1,034名受診)
- ❑ 家庭用常備薬斡旋(326名申込)
- ❑ メンタルヘルス相談(2件)
- ❑ 健康相談(9件)
- ❑ 未治療者への受診勧奨(41名)
- ❑ 健診後の情報提供(685名)
- ❑ 健康づくりキャンペーン(前期106名、後期97名参加)

● 体力づくりのために

- ❑ ウォーキングキャンペーン(前期96名、後期124名参加)
- ❑ スポーツクラブ施設利用(4名利用)

令和2年度 特定健診・特定保健指導 結果報告

特定健診・保健指導の統計がまとまりましたのでお知らせします。

1 特定健診 受診状況

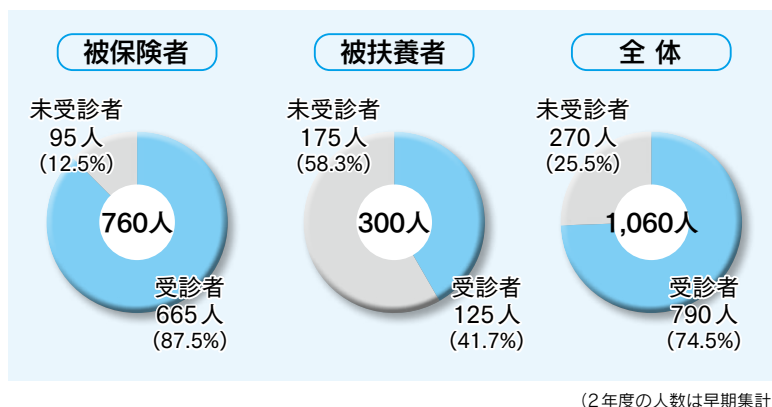
令和2年度特定健診の受診率は、被保険者が87.5%、被扶養者が41.7%、全体で74.5%となり、組合の目標受診率77.0%を下回りました。

被保険者の8割は健診を受診していますが、未受診者の中には数年にわたり健診を受診していない方がいます。また、被扶養者の受診率は、5割に届きませんでした。

健診は、定期的に受診することで自覚症状がない身体の不調を見つけたり、去年の結果と比較して健康意識を高めるきっかけにもなります。

ご自身のため、家族の健康を守るためにも、年に一度は健診を受診しましょう。

当健康保険組合では、特定健診項目を網羅した生活習慣病健診や人間ドックで皆様の健康管理のサポートしておりますので、ぜひご活用ください。



健診結果に基づき
『マイヘルスレポート』を
お送りします。

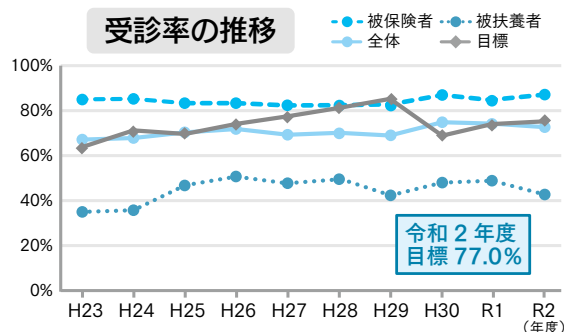
対象者

35歳以上の被保険者で、当健保組合が実施している健診を受診した方

送付時期

2か月ごとの健診結果から順次、奇数月に発送

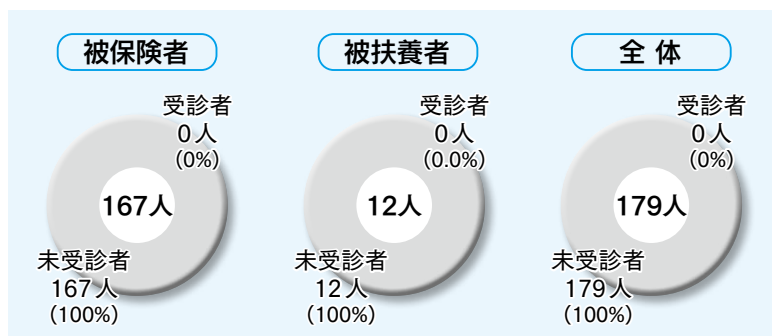
※当健保組合では健診に対する関心と理解を深めていただくため、健診結果過去3年分と結果に応じたアドバイスを掲載した健康情報誌「マイヘルスレポート」をお送りしています。



2 特定保健指導 実施状況

令和2年度特定保健指導は、対象者179人のうち受診者は0人で実施率は0%となり、組合の目標実施率14.0%を大幅に下回っている状況です。

特定保健指導は、生活習慣病のリスクを軽減するために、保健師や栄養士などの専門職が皆様の生活習慣改善のサポートしておりますので特定保健指導のご案内が届きましたら、ご自身の健康を見直す機会としてご活用ください。



健診結果に基づき
『特定保健指導のご案内』を
お送りします。

対象者

40歳以上の被保険者で、特定保健指導の対象となった方の中から組合が選定した方

送付時期

2か月ごとの健診結果から順次、奇数月に案内を送付

※特定保健指導のご案内は、マイヘルスレポートに同封してお送りしています。

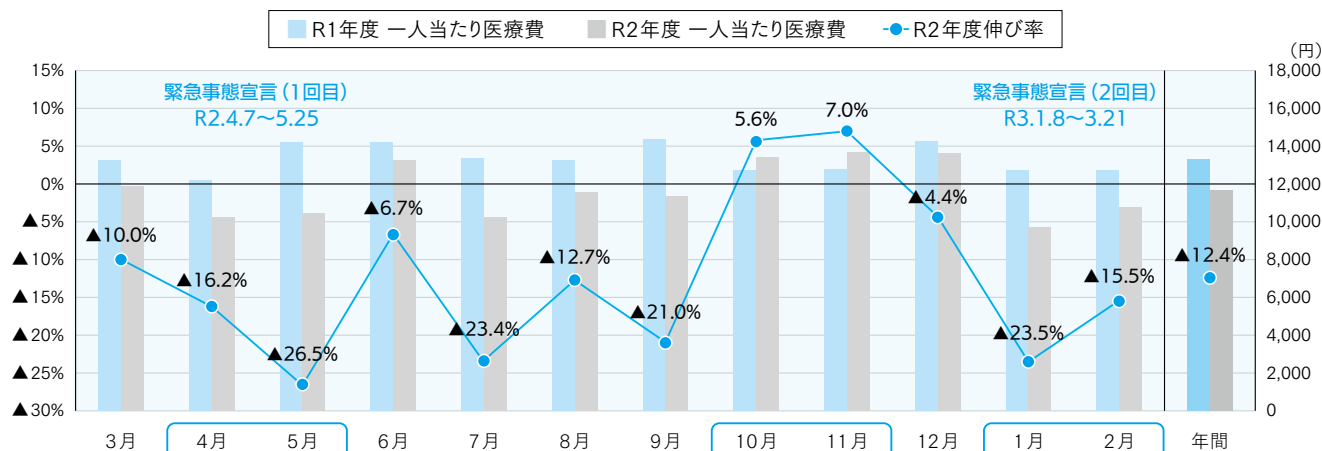
実施率の
推移

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
実施率	4.3%	2.9%	1.5%	3.5%	6.1%	1.1%	4.9%	1.0%	0.6%	2.7%	1.1%	0.0%
目標実施率	20.5%	28.0%	38.4%	45.0%	10.8%	15.8%	20.7%	25.7%	30.0%	6.0%	10.0%	14.0%

(2年度の人数は早期集計)

令和2年度 疾病統計

■ 加入者一人当たり医療費の動向

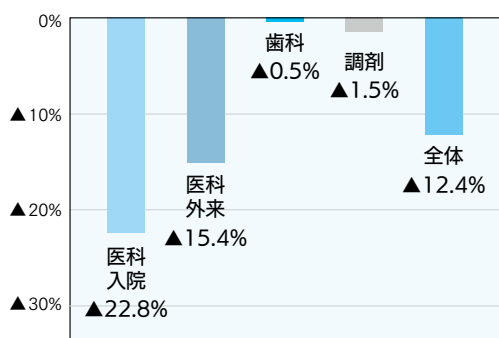


※月報統計及び支払基金からの医療費請求データより算出。医療費の年度区切りは3月～翌年2月。食事生活療養費、訪問看護療養費及び現金給付費は除く。

一人当たり医療費を対前年度同月比でみると、令和2年3月は▲10.0%、緊急事態宣言が初めて発令された4月は▲16.2%と減少し、5月は▲26.5%と大幅に減少、宣言が解除された6月以降も減少傾向が続き、10月・11月は増加に転じましたが、12月には再び減少し、第2次緊急事態宣言が発令された令和3年1月には▲23.5%と大幅に減少し、2月は▲15.5%でした。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で受診控えが生じ、一人当たり医療費（年間平均）の対前年度比は、▲12.4%となりました。

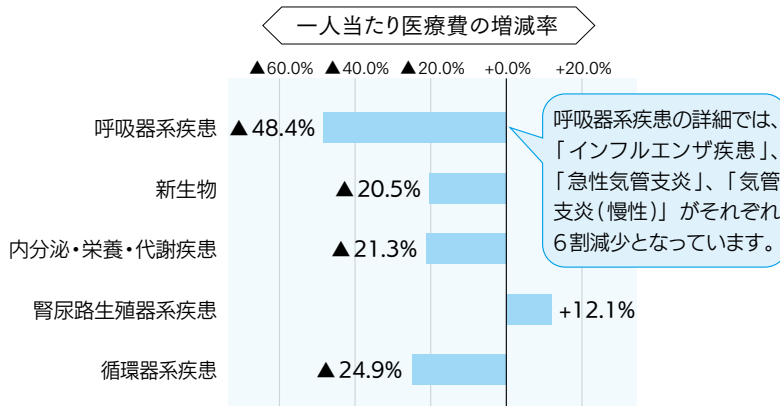
■ 診療区分別一人当たり医療費



※月報統計及び支払基金からの医療費請求データより算出。医療費の年度区切りは3月～翌年2月。食事生活療養費、訪問看護療養費及び現金給付費は除く。

一人当たり医療費を診療区分別でみると、対前年度比は、医科入院▲22.8%、医科外来▲15.4%、歯科▲0.5%、調剤▲1.5%でした。

■ 疾病分類別一人当たり医療費



※レセプト管理・分析システムよりデータ抽出。年度区切りは3月～翌年2月診療分。

令和元年度の疾病分類別一人当たり医療費（上位5疾病）の増減をみると、「呼吸器系疾患」が約5割も減少しました。また、「新生物」、「内分泌・栄養・代謝疾患」、「循環器系疾患」もそれぞれ2割減少しました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により受診控えが生じたことで、医療費が大幅に減少しました。特に呼吸器系疾患が顕著に減少しています。

今後も、うがい・手洗い等の感染症対策や規則正しい生活により、感染予防に努めましょう。

また、新型コロナウイルス感染症への心配から受診や健診を控えることで、健康への悪影響が懸念されます。過度な受診控えは健康上のリスクを高める可能性があります。厚生労働省では、自己判断で受診を控えると慢性疾患の症状悪化や免疫力低下によりウイルスに対抗できない状態になることがあるとし、生活習慣病やがんの早期発見には定期的な健診と適切な受診が重要と呼びかけています。かかりつけ医に相談したり、健診は予定どおり受けましょう。

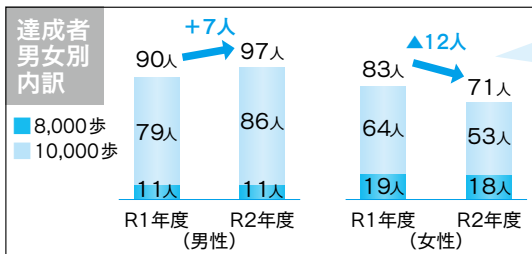
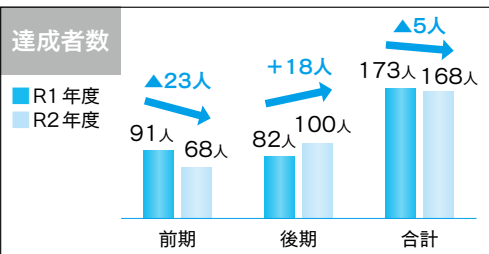
◀ 令和2年度 健康ポイントプログラム 実施結果報告 ▶

1 ウォーキングキャンペーン

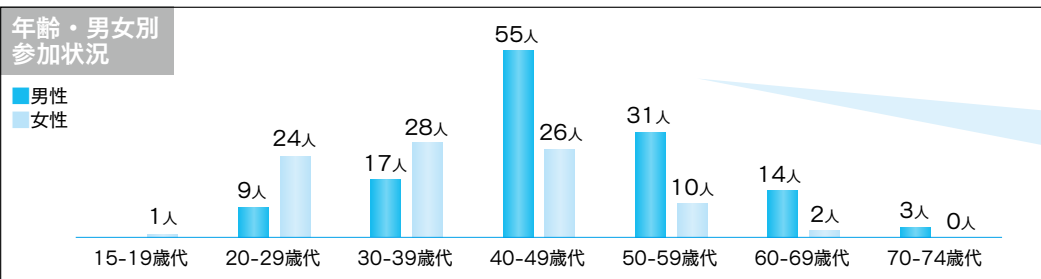
前期：令和2年5月1日～6月30日

後期：令和2年10月1日～11月30日

ウォーキングキャンペーンは前期は96名、後期は124名、合計で220名の方にご参加いただき、組合が設定した目標を達成した方は前期が68名（令和元年度より23名減）、後期が100名（令和元年度より18名増）、合計168名（令和元年度より5名減）となりました。達成した方のうち、1万歩達成した方には、1,000ポイント分、8千歩達成した方には、500ポイント分として、それぞれクオカード1,000円分と500円分を贈呈いたしました。



男性の達成者数は増加していますが、女性の達成者数は減少しました。男性が約9割、女性は約7割の方が1万歩を達成しました。なお、8千歩達成でもポイントが獲得できます。秋は過ごしやすい気候ですので、体調に合わせて、ご参加ください。



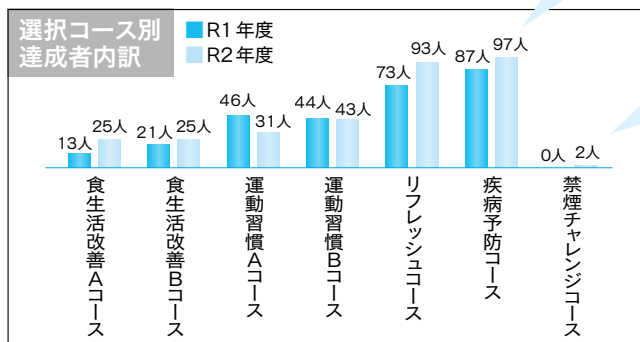
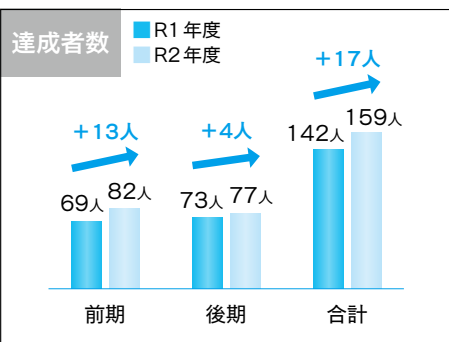
男性は40代の参加者が一番多く、次に50代が多い状況です。女性は30代の参加者が一番多く、次に40代が多い状況です。

2 健康づくりキャンペーン

前期：令和2年7月1日～8月31日

後期：令和2年12月1日～令和3年1月31日

健康づくりキャンペーンは前期は106名、後期は97名、合計で203名の方にご参加いただき、組合が設定した目標を達成した方は前期が82名（令和元年度より13名増）、後期が77名（令和元年度より4名増）、合計159名（令和元年度より17名増）となりました。達成した方には、500ポイント分として、クオカード500円分を贈呈いたしました。



運動習慣Aコース、Bコースを除いた全てのコースの達成者が増えました。疾病予防コースの達成者が多く、次にリフレッシュコースの達成者が多い結果となりました。

禁煙チャレンジコースは、2名の方が達成されました。禁煙チャレンジコースのみの選択で、達成者には、ポイントを付与いたしますので、ぜひご参加ください。

3 ご感想

ウォーキングキャンペーン

- 雨の日は室内ウォーキングをして工夫し、1日1万歩目標を達成することができました。
- 在宅勤務があったので例年より意識して運動(ジョギング)しました。
- 外出時には常に歩きやすい靴を履き、常に歩くことが苦にならない環境整備に努めました。足の痛みが気にならなければ、歩くということは大変気持ちの良い運動であると実感しました。今後も各キャンペーンの継続を強く希望いたします。
- 毎日1万歩以上を心掛けました。早目に起床し、1つ前の駅で降りて出社したり、1つ先の駅から乗って自宅に帰りました。
- 休みの日ウォーキングする習慣をつけました。雨の日は屋根のある公園で歩きました。3kg痩せました。



健康づくりキャンペーン

- 自転車を使用していたのを徒歩に変えて取り組みました。
- 食生活、その後の歯磨きを意識して行うことで習慣化して健康になったと思いました。
- 早めに布団に入っても寝つきが悪い時があったので、就寝前はスマートフォンを触るのを控えるようにしました。丁寧に歯磨きをしていたので、歯の定期検診の時にほめられました。これからも続けようと思います。
- 規則正しい生活をして免疫力を上げて風邪等を引かないように気をつけていきたいです。
- 年末年始の生活習慣が乱れる時期でも、健康に気を付けて生活できたと思う。



* 他にも多数のご感想をいただき、有難うございました。

『健康ポイントプログラム』にご参加ください



加入者の皆様の健康づくりの裾野を広げ、健康意識の向上及び健康増進を目的として、「健康ポイントプログラム(後期)」を実施いたします。

健康ポイントプログラムでは、ウォーキングや健康づくりの取り組みでポイントを貯めていただき、獲得したポイントに応じた達成賞が贈呈されます。

対象者 被保険者

参加費 無料

健康ポイントプログラム(後期) 実施期間/10～1月	ウォーキングキャンペーン 令和3年10月1日(金)～令和3年11月30日(火)
	健康づくりキャンペーン 令和3年12月1日(水)～令和4年1月31日(月)

🔑 キャンペーンの内容と達成ポイント

ウォーキング キャンペーン	1万歩コース ……▶ 2か月間で1日平均1万歩以上歩こう!	達成ポイント 1000ポイント
	8千歩コース ……▶ 2か月間で1日平均8千歩以上歩こう!	達成ポイント 500ポイント
健康づくり キャンペーン	①～⑥のコースの中から2つを選んで、それぞれ目標日数をクリアできればポイントが獲得できます。	
	① 食生活改善Aコース(50日以上) ……▶ 1日に350gを目標に野菜を食べよう! 普段の食事に70gの野菜をプラスするだけでもOK!	達成ポイント 500ポイント
	② 食生活改善Bコース(50日以上) ……▶ 1日2回以上、主食・主菜・副菜のバランスのとれた食事をとろう!	
	③ 運動習慣Aコース(50日以上) ……▶ 普段よりも10分多く歩こう! 1日10分間の早歩きでもOK!	
	④ 運動習慣Bコース(18日以上) ……▶ 息が弾み汗をかく程度の運動をしよう! 1回30分程度の運動を、週2回行うことを習慣に!	
	⑤ リフレッシュコース(50日以上) ……▶ 1日6～8時間を目安に、自分に適した十分な睡眠をとろう!	
	⑥ 疾病予防コース(50日以上) 後期限定コース ……▶ 外出後に手洗いとうがいをしよう! 手洗いは石鹸等を使って丁寧に洗いましょう。	
禁煙チャレンジコース ……▶ 2か月間のうち連続して30日以上、完全禁煙しよう!		達成ポイント 500ポイント
※禁煙チャレンジコースは、現在喫煙している方が対象となります。 ※禁煙チャレンジコースを選んだ場合は、①～⑥のコースに参加することはできません。		

🔑 達成賞

獲得ポイントに応じた額のクオカード



500ポイント = 500円分
1000ポイント = 1000円分
1500ポイント = 1500円分

※達成賞の発送は、後期終了後の3月になります。

🔑 参加方法

- ① ホームページから直接お申込み、又は事業所宛ご案内に同封の参加申込書に必要事項を記入の上、郵送又はFAXで健保組合に提出してください。
- ② キャンペーン開始日より、ウォーキング又は健康づくりの取り組みを実践します。ウォーキングは、各自の歩数計でカウントして記録表に毎日の歩数を記入してください。健康づくりは、取り組みが実践できた日を記録表にチェックしてください。
- ③ キャンペーン終了後、記録表をホームページから送信、郵送、FAXのいずれかで健保組合へ提出してください。
- ④ 前期・後期でポイントを集計し、獲得ポイントに応じた達成賞をご自宅宛に送付します。

ホームページから参加手続きができるようになりました。
 実施内容等の詳細につきましては、ホームページの「健康ポイントプログラム」をご覧ください。



「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立しました

本年6月に閉会した第204回通常国会において「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、公布されました。これには、一部の後期高齢者の窓口負担を2割に引き上げることが盛り込まれ、健康保険組合連合会（健保連）が主張してきた「後期高齢者の医療給付費と、現役世代の健康保険料負担のアンバランスを直す」という主張に対して不十分ながらも前進がみられたといえます。

主に「全ての世代の安心を構築するための給付と負担の見直し」に関する改正内容を紹介いたします。

全ての世代の安心を構築するため、一定所得以上の後期高齢者の窓口負担が2割に引き上げられます

【施行期日】
令和4年10月1日から
令和5年3月1日までの間において
政令で定める日

高齢社会の進展にともない、高齢者医療を支えるための現役世代の負担は年々増加しています。団塊の世代が後期高齢者入りする2022年にはさらなる負担増加が懸念され、健保連ではこれを「2022年問題」として社会保障の給付と負担の見直しを強く訴えてきました。このたび後期高齢者医療の被保険者のうち、現役並み所得者以外の被保険者であって、一定所得以上（※1）の高齢者について、窓口負担割合を2割にすることとなりました。

ただし長期頻回受診患者等への配慮措置として、外来受診において、施行後3年間は1か月の負担増が最大でも3,000円となるようにします（※2）。

（※1）課税所得が28万円以上かつ年収200万円以上（単身世帯の場合。複数世帯の場合は後期高齢者の年収合計が320万円以上）。

（※2）窓口負担の年間平均が約8.3万円の場合⇒約10.9万円（＋2.6万円）に。配慮措置をしないと約11.7万円で＋3.4万円。

（参考）財政影響（令和4（2022）年度満年度の場合）

給付費	後期高齢者支援金 （現役世代の負担軽減）	後期高齢者保険料 （高齢者の負担軽減）	公費
▲1,880億円	▲720億円	▲180億円	▲980億円

※施行日が令和4（2022）年度後半であることから、令和4年度における実際の財政影響は満年度分として示している左記の財政影響よりも小さくなる。

傷病手当金の支給期間が通算化されます

【施行期日】
令和4年1月1日

傷病手当金制度とは、業務外の病気やけがの療養のために仕事ができないとき、仕事ができなくなった日から起算して3日を経過した日から仕事ができない期間、所得保障として傷病手当金が支給される制度です。

がん治療などのために入退院を繰り返すなど、長期間に渡って療養のため休暇を取りながら働くケースがあり、治療と仕事の両立の観点から柔軟な所得保障を行えるよう、支給期間が通算化されることになりました。

現行

支給期間は支給開始日から起算して1年6か月を超えない期間とされており、その間、一時的に就労した場合であっても、その就労した期間が1年6か月の計算に含まれます。

1年6か月					
出勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤
不支給	支給	不支給	支給	不支給	不支給
治療期間		治療期間		治療期間	

※例えばがん治療について、手術等により一定期間入院した後、薬物療法（抗がん剤治療）や放射線治療として、働きながら、定期的に通院治療が行われることがある。

支給開始から
1年6か月以降は
不支給

見直し後

出勤に伴い不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けられるよう支給期間が通算化されるようになります。

1年6か月					
出勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤
不支給	支給	不支給	支給	不支給	支給
治療期間		治療期間		治療期間	

通算1年6か月

通算
1年6か月まで
支給

任意継続被保険者の2年未満の資格喪失が可能になります

【施行期日】
令和4年1月1日

任意継続被保険者制度とは、健康保険の被保険者が退職した後も、退職者の選択によって、引き続き最大2年間、退職前に加入していた健康保険の被保険者になることができる制度です。

現行の保険料

任意継続被保険者は、①従前の標準報酬月額又は②当該保険者の全被保険者の平均の標準報酬月額のうち、いずれか低い額に保険料率を乗じた額を保険料として負担します。

見直し後の保険料

退職前に高額給与が支払われていた人については、退職前と同等の応能負担を課することが適当な場合もあるため、保険料の算定基礎を「健保組合の規約により、従前の標準報酬月額」とすることもできるようになります。

現行の資格喪失事由

資格喪失の事由の一つとして「任意継続被保険者となった日から起算して2年を経過したとき」としています。

見直し後の資格喪失事由

任意継続被保険者となって1年経過後の国保加入時に支払い保険料が高くなってしまうケースが一定数発生し、退職後の被保険者の選択の幅を制限することにつながるため、一律の制限は行わず、被保険者の生活実態に応じて加入期間を短縮できるよう、被保険者の任意脱退が認められるようになります。

上記のほか、「子ども・子育て支援の拡充」として、短期の育児休業の取得に対応し、月内に2週間以上の育児休業を取得した場合には、その月の保険料が免除されるようになります。【施行期日】令和4年10月1日

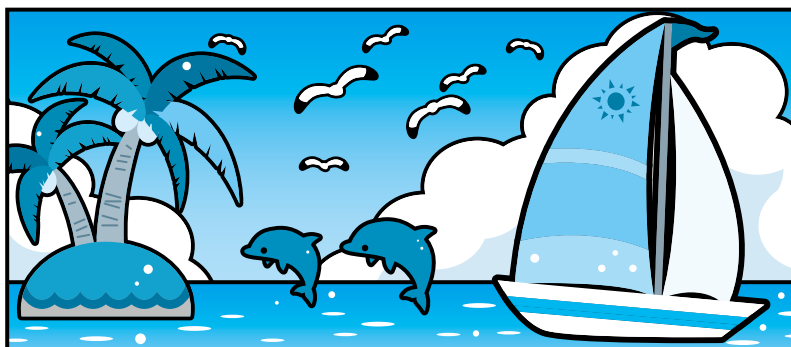
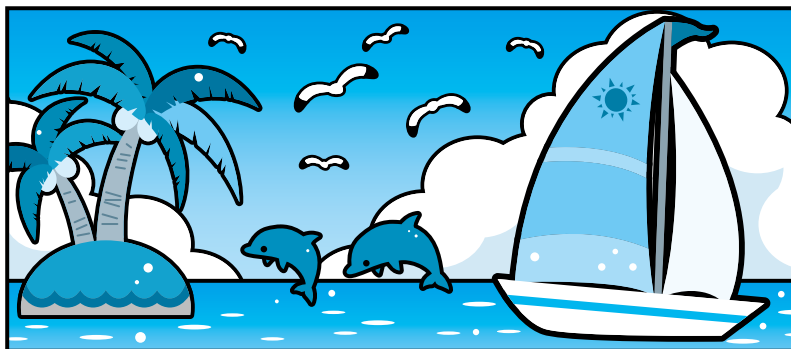
また、「生涯現役で活躍できる社会づくりの推進（予防・健康づくりの強化）」として、健保組合などが保健事業を行うために事業主に被保険者の健診情報を求めたり、特定健診の情報を後期高齢者医療広域連合に引き継ぐことができるようになります。【施行期日】令和4年1月1日

まちがいさがし

上下のイラストには
まちがいが7つあります。
さがしてみよう!!



頭のストレッチ



正解は 11 ページをご覧ください。

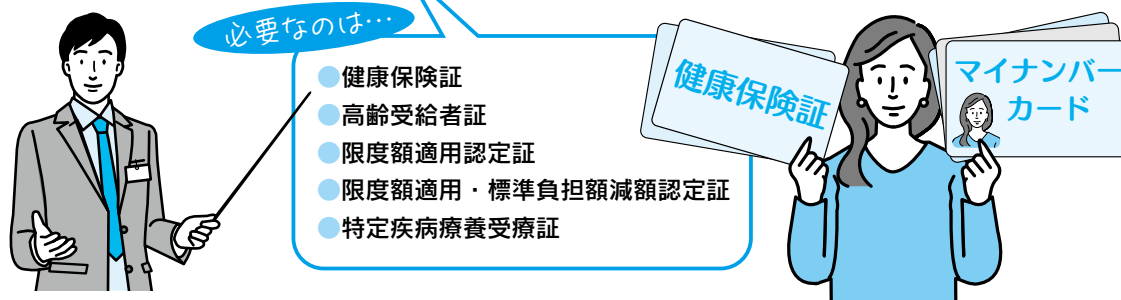
©スカイネットコーポレーション

オンライン資格確認 プレ運用中

健康保険証等もご持参ください

令和3年3月より、オンライン資格確認等システムのプレ運用が始まりました。事前登録をすれば、このシステムを導入した病院や薬局などの保険医療機関でマイナンバーカードの健康保険証利用が可能です。今後約10万機関程度まで順次拡大していき、本格運用は、令和3年10月が予定されています。

なおプレ運用期間中については、オンライン資格確認システムを導入している保険医療機関等を受診する場合でも、マイナンバーカードにあわせて**健康保険証等**をご持参ください。



マイナンバーカードの健康保険証利用
「プレ運用」参加医療機関・薬局リストはこちらから

https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html



「ジェネリック医薬品使用促進のお知らせ」を お送りします

送付時期 令和3年9月

対象者 慢性疾患等の先発医薬品を長期服用している方で、
軽減可能額が月100円以上ある被保険者および被扶養者

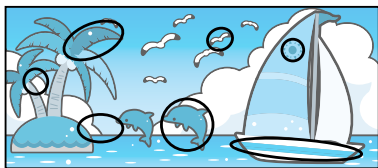
対象期間 令和3年4月・5月処方分



令和2年度のジェネリック医薬品への切替えによる医療費の軽減額は、通知対象者数64人のうち、38%に当たる24人がジェネリック医薬品に切替え、1か月当たり52,357円、単純に1年間に推計すると628,284円と見込まれます。1人当たりでは1か月2,181円、1年間で26,172円の軽減となります。

ジェネリック医薬品を希望される方は「**ジェネリック医薬品お願いシール**」をご活用ください。

まちがいさがし の答え



お知らせ

規約の変更

【名称を変更した事業所】

- PayPay アセットマネジメント株式会社
(旧 アストマックス投信投資顧問株式会社)
令和3年3月8日付
- 株式会社大阪堂島商品取引所
(旧 大阪堂島商品取引所)
令和3年5月6日付

【所在地を変更した事業所】

- マッセナキャピタル株式会社
(東京都中央区銀座1-22-11)
令和2年6月30日付

【削除された事業所】

- アストマックス・トレーディング株式会社
(東京都品川区東五反田二丁目10番2号)
令和3年4月1日付
- ひまわりホールディングス
(港区海岸1-11-1)
令和2年10月31日付
- ひまわりインベストメント
(港区海岸1-11-1)
平成29年3月17日付
- 株式会社ディムス
(港区海岸1-11-1)
平成24年8月23日付

組合の状況

令和3年6末日現在

被保険者数	男	959 人
	女	322 人
	計	1,281 人
事業所数	49 件	
平均標準報酬月額	460,086 円	
保険料率	一般保険料率	
	事業主	千分の 46.5
	被保険者	千分の 46.5
	計	千分の 93.0
	介護保険料率	
	事業主	千分の 8.50
平均年齢	被保険者	千分の 8.50
	計	千分の 17.0
	27.71 歳	
扶養率	0.79 人	

「算定基礎届」の提出にご協力ありがとうございました

算定基礎届の提出にあたっては、ご多忙中、ご協力いただきありがとうございました。おかげさまで滞りなく事務処理を完了することができました。

提出していただいた届書をもとに決定した「標準報酬月額」は、本年9月分以降の保険料算出および保険給付金支給の基礎となります。なお、「8月・9月の月変予定者」の届書も、お忘れなくご提出をお願いいたします。

届出書等への押印廃止について

厚生労働省より令和2年12月25日に、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」が公布され、健康保険組合へ提出する適用・給付関係の届出等への押印が廃止されました。また、被扶養者(異動)届など健康保険組合が独自に定める届出様式についても、押印を求めないよう要請がありました。これに伴い、届出書等への押印は不要となりましたのでお知らせいたします。

ホームページリニューアルについて

令和3年4月1日に、当健保組合ホームページをリニューアルいたしました。ご利用の皆様により使いやすく分かりやすいものを目指し、デザインを一新するとともにサイトメニューを見直しました。また、スマートフォンやタブレットでの表示にも対応し、各デバイスから閲覧できるように改善しております。今後も、内容の充実化など利便性の向上を図ってまいりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

新型コロナワクチン接種にかかる職域接種について

新型コロナワクチン接種にかかる職域接種については、地域の負担を軽減し、また接種の加速化を図るため、6月21日から職域接種が開始されました。当健保組合においても、職域接種について検討してまいりましたが、次の理由を踏まえて、実施を見送ることいたしました。何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

- 医療従事者等の確保など、接種体制の確保が難しいこと
- 加入者に対して、接種できる地域や人数が限定的となること
- 自治体における住民接種が、急速に拡大されてきていること

◇新型コロナウイルス感染症については、必ず1次情報として、厚生労働省や首相官邸のウェブサイトなど公的機関で発表されている発生状況やQ&A、相談窓口の情報もご確認ください。また、コロナワクチンに関する情報は首相官邸のウェブサイトをご確認ください。

◇接種を受ける際は同意が必要です。厚生労働省は、コロナワクチン接種について「接種を受けることは強制ではありません」として、接種を受ける人の同意がある場合に限り接種が行われることを広報し、職場や周りの人などへの接種の強制や、接種を受けていない人への差別的な扱いをしないよう国民に呼びかけています。



清津峡

峡谷の景観美を作り出している「柱状節理」は、溶岩が冷えて固まるときに収縮することによって六角の柱が生じたもの。見晴所から間近に見ることができる。



photo Nakamura Osamu

●清津峡渓谷トンネル

④ 8:30～17:00 (最終入坑 16:30)

⑤ 大人 800 円 小中学生 400 円 (イベントにより変更あり)

⑥ 臨時休業あり、繁忙期は事前予約制

⑦ 025-763-4800

パノラマステーション「ライトケープ (光の洞窟)」

清津峡渓谷 トンネル

日本三大峡谷の一つとして知られる、清津峡。

全長750mに及ぶ清津峡渓谷トンネルは2018年に「大地の芸術祭」のアート作品として改修され、現在は雄大な渓谷美とアートの両方を楽しむことができる。

清津峡入口でバスを降りたら、赤い万年橋をめざす。橋を渡った左に曲がり、坂道を上っていく。

清津峡公園トンネルを抜け、しばらく進むと清津峡温泉郷にたどり着く。エントランス施設を過ぎ、その奥が清津峡渓谷トンネルのエントランスとなる。

トンネルの中はひんやりと冷たく、夏の暑い日に歩くには最適。3カ所設けられている見晴所からは、見事な渓谷美を眺めることができる。

トンネルの終着地点はパノラマステーション。足元に浅く水が張られた「水盤鏡」に、外の風景が反転して映し出される幻想的な眺めは、圧巻だ。



JR 越後湯沢駅から
森宮野原行きバス約 30 分。
清津峡入口バス停下車。

関越自動車道「塩沢・石打 IC」
から国道 353 号線約 20 分。

十日町市観光協会
☎025-757-3345
<https://www.tokamachishikankou.jp/>

◆ファミリー健康相談 (無料) ◆

tel. **0120-362-232** 24 時間・年中無休

【WEB 相談】 <https://familycare.sociohealth.co.jp/>

◆メンタルヘルス支援サービス (無料) ◆

tel. **0120-783-112**

月～金 ● 9:30～21:30 土 ● 11:00～19:00 (日祝、年末年始は除く)

【WEB 相談】 <https://www.kokoro-soudan.net/>

ご家庭でもご覧いただける内容です。ぜひご家庭にお持ち帰りください。